随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和６年度　コンプライアンス等学習システム保守
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸　義貴 〒８１２－００１３　福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎７階
契 約 締 結 日	令和　６年　４月　１日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社大塚商会 福岡県福岡市博多区博多駅前２－１９－２４大博センタービル８Ｆ
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	￥１，１３４，９３６－
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	￥１，１３４，９３６－
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備　　考	

随　意　契　約　理　由　書

１．業務名　　：令和６年度 コンプライアンス等学習システム保守
２．履行場所　　：九州地方整備局
　　福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎
３．随意契約の相手方　：名　称　株式会社　大塚商会
　　住　所　福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル 8F
　　電　話　０９２－４７６－６０１０
　　ＦＡＸ　０９２－４７６－６００９
４．随意契約適用法令　：会計法第２９条の３第４項及び
　　予算決算及び会計令第１０２条の４第３号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）当該業務の目的
コンプライアンス等学習システムの保守

２）当該業務の内容
本業務は、令和２年度に導入したコンプライアンス等学習システムの保守を行うものである。

３）随意契約に付する理由
本コンプライアンス等学習システム（以下「本システム」）は、主に受講者側は、時間や場所を問わず学習できること、実施者側は、学習の進捗状況やアンケートの情報を一元管理できることを目的として、また、講習会実施の際いわゆる「３密」防止策としても有効なことから令和２年度に九州地方整備局において導入したものである。

本システムは、動作環境として専用サーバーの設置が必要であり、システムとサーバーは一体不可分である。今後予定される講習会等について安定的かつ継続的に行うためには、本システム及びサーバー機器について問題が生じた都度早急に対応できる保守体制を構築する必要がある。本システムはサーバーを含め、システム開発を行った(株)デジタル・ナレッジの九州地区における唯一の代理店として(株)大塚商会が納入しており、サーバーは汎用品であるが、システムの販売、構築及び障害時の保守は代理店である(株)大塚商会でしか行うことができない。

上記理由により、システム及びサーバー機器の一貫した総合的な保守は(株)大塚商会でしか行うことができないことから、会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号に基づき、(株)大塚商会と随意契約するものである。